

令和 7 年度 秋田県特定職業訓練促進給付金に関する Q & A

令和 7 年 4 月 1 日作成

Q 1 国の職業訓練受講給付金（月 10 万円）を受給していますが、同時に本給付金（月 7 万円）を受給できますか。

A 1 できません。ただし、訓練の途中で、職業訓練受講給付金（月 10 万円）の支給対象外となった方は、その対象外となった期間について本給付金（月 7 万円）の支給対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q 2 市町村の助成制度等との併用はできますか。

A 2 可能です。ただし、市町村の助成制度等では、他制度との併用不可としている場合がありますので、事前に市町村にご確認のうえ、申請してください。

Q 3 予算がなくなれば給付金は終了しますか。

A 3 終了する場合があります。その場合は、県の公式 web サイトなどに情報を掲載しますので、事前にご確認のうえ、申請してください。

Q 4 パソコン初級科の職業訓練を受けていますが、給付金を受給できますか。

A 4 受給できません。本給付金は、特定分野の職業訓練の受講者を対象としており、事務系のコース等は支給対象外となります。

Q 5 通帳の写しは、提出する必要がありますか。

A 5 給付金の振込先口座のみ、通帳見開き 1 ページ目を提出ください。

Q 6 配偶者の給与収入がありますが、給付金を受給できますか。

A 6 受給できます。本給付金制度において、申請者本人以外の収入状況は、支給の可否に関係しません。

Q 7 退職先からの給与が振り込まれるのですが、収入として判断されますか。

A 7 離職の事実が確認できれば、収入として判断しない場合がありますので、個別にご相談ください。

Q 8 預貯金が多い場合、給付金は受給できますか。

A 8 受給できます。令和6年度から資産要件は撤廃されました。

Q 9 自分名義の土地建物を保有していますが、給付金は受給できますか。

A 9 受給できます。本給付金の支給要件では、土地や建物の保有状況を問いません。

Q10 資産要件に該当しなかったため令和5年度中は給付金を受けられませんでした。今年度から新たに給付金を受給できますか。

A10 受給できます。ただし、支給単位期間に合わせて交付決定することとなります。(例：12/5 訓練開始の場合、4/5 以降の期間が支給対象)

Q11 感染症に罹患して職業訓練に出席できなかった場合、給付金はもらえますか。

A11 原則、訓練日数の8割以上の出席を支給要件としています。ただし、真にやむを得ない理由で欠席し、それを証明できる場合は給付金を支給できる場合があります。

証明書類等を準備のうえ、個別にご相談ください。

Q12 交付申請を郵送で行いましたが、その後はどのような手続きが必要ですか。

A12 県が交付申請を受け付けてから約2週間後に、申請者の住所あてに①交付決定通知書、②実績報告書、③請求書、④交付申請書（翌月分）を郵送します。

書類が届いたら、②に訓練実施機関からの出席証明を受け、②～④の書類に必要事項を記入したうえで、県に提出してください。

Q13 給付金の請求書を提出しましたが、振込はいつ頃ですか。

A13 請求書を受理してから概ね3週間後となります。振込日に関して文書等での通知は行いません。

Q14 eラーニングの職業訓練を受講しますが、給付金は受給できますか。

A14 受講する職業訓練が特定分野（介護、建設、製造及びIT分野）のもので、かつ秋田県内の公共職業安定所長から受講あっせんを受けた場合は、支給対象となります。

類似する名称でも対象外となる職業訓練がありますので、特定分野に該当する訓練か否かについては、個別にお問い合わせください。

Q15 訓練の受講途中で雇用保険の受給資格がなくなりましたが、給付金は受給できますか。

A15 受給できます。ただし、雇用保険の受給資格がなくなった日の属する支給単位期間については日割計算による支給は行わず、次の支給単位期間からの支給となります。

Q16 給付金は課税所得・非課税所得のどちらですか。

A16 課税所得となります。

Q17 eラーニングの職業訓練を倍速視聴したため、受講時間数が8割未満となってしまいました。給付金は受給できますか。

A17 eラーニング訓練等の実施日が特定されていない科目を含む訓練は、受講した時間の実施機関が定める推奨訓練日程計画時間に占める割合が8割以上である必要があります。

動画教材を倍速で視聴したこと等により受講時間が不足し上記割合に満たない場合、給付金は支給できません。

Q18 給付金の交付申請手続きが遅れ、受講開始から2か月が経過しました。申請手続きは受け付けてもらえますか。

A18 給付金の実績報告及び請求手続きは、支給単位期間の最終日から起算して30日以内に提出する必要があります。この前段階で県が交付決定を行う必要があるため、受講開始日から1～2週間以内を目処に申請書類をご提出ください。